

電磁的方法による交付等に関する同意書

電磁的方法による交付等とは、当社からお客様へ金融商品取引法に関する法令等により規定されている各種書面を、紙媒体に代えての電磁的な方法により交付・徴求することです。本サービスの提供にあたっては電磁的方法による交付等に関するお客様の同意が必要となっておりますので、以下の内容を確認した上で同意して頂きますようお願い致します。

1. 電磁的方法による交付等の対象となる書面

- ・ 契約締結前の書面
- ・ 契約締結時の書面兼投資顧問契約書
- ・ 契約締結前書面、契約締結時書面における契約変更に係る書面
- ・ 上記の他、各種お知らせ等当社が定める書面

2. 電磁的方法について

ご契約前、ご契約後にお客様にお渡しする「契約締結前交付書面」、「契約締結時交付書面」及び「上記書類に関する契約変更書面」等を、郵送等による紙媒体に代えて当サイト上で閲覧、又は電子メールにより送付する方法でご確認いただけるサービスです。また、この書面は PDF ファイルでご提供しております。電子交付等を受けるためには、当サイトの閲覧、又は弊社からの電子メールが受信できる環境が必要となります。(PDF ファイルを表示させるためには、PDF ファイルの閲覧用ソフトウェアが必要となり、当該閲覧用ソフトウェア Adobe Reader 等をお持ちでないお客様は、Adobe Reader 等のダウンロードが必要となります。また、PDF を受信し閲覧することができるメールアドレスが必要です。)なお、当社は、電磁的方法による交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合、あらかじめ当社 WEB サイト上に掲載または電子メールで通知して変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電磁的方法による交付の内容を変更することができるものとします。また、お客様が電磁的方法による交付を承諾された後であっても、法令等の変更等の必要が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合には、当社は電磁的方法による交付ではなく、紙媒体による交付等を行う場合があります。

株式会社 TODOKERU

関東財務局長（金商）第 3348 号